

横浜市監査委員公表第4号

住民監査請求に係る勧告に基づいて市長等が講じた措置の公表

住民監査請求に係る勧告に基づいて講じた措置について、横浜市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年2月9日

横浜市監査委員	一	杉	哲	也	
同		山	下	光	
同		嶋	村	勝	夫
同		中	島	憲	五

通知内容

「道路封鎖に関する住民監査請求」に係る勧告に基づき講じた措置 について（通知）

平成 15 年 12 月 5 日監行第 199 号で通知されました勧告に基づき、磯子土木事務所長が次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により通知します。

勧告の内容	措置結果
<p>市長及び磯子土木事務所長は、本件請求に係る道路上の工作物を撤去するため、道路法上の監督処分を50日以内（平成16年1月24日まで）に行うとともに、必要な法的手続を進められたい。</p>	<p>本件請求に係る道路上の工作物は、いずれも周辺の自治会・町内会が所有していることが確認されたので、平成16年1月23日に磯子土木事務所長が当該自治会・町内会に対し、本件道路上の工作物を同年2月6日までに除却することを命じる旨の監督処分を行いました。</p>